厚生労働省データ利活用検討会開催要綱

1 目的

真に国民や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成することを目的とした「厚生 労働省統計改革ビジョン 2019」に基づき、調査票情報等の一層の有効活用に向けた取組 の推進やデータの一元的な保存の推進に取り組むため、学識経験者等からなる「厚生労働 省データ利活用検討会」(以下「検討会」という。)を開催し、専門的な見地からの検討を 行うとともに、意見・助言を得るものとする。

2 検討事項

検討会は、主として次の事項について検討を行う。

- (1) 基幹統計調査や一般統計調査の調査票情報の二次利用の利用促進に関すること
- (2) 行政記録情報の利用促進に関すること
- (3)(1)(2)の検討を通じて得られた知見に基づき、時代に即した既存統計等の調査項目等の見直しに関すること
- (4) データの一元的管理などその他データの利活用に関すること

3 構成員

検討会の構成員は別紙のとおりとする。

なお、構成員の任期は1年とする。

4 運営等

- (1)検討会は、政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)が、有識者の参集を求めて 開催する。
- (2)検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。
- (3)検討会に座長代理を置くことができる。座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- (4)座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検討会への出席を求め、 意見を聴くことができる。
- (5)検討会は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい 支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他の正当な理由があると認めるときは、 会議を非公開とすることができる。
- (6)検討会の資料は、原則として公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他の正当な理由があると認めると きは、資料を非公表とすることができる。
- (7)検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
- (8) 検討会の庶務は、政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)付参事官(企画調整担当)付審査解析室において行う。
- (9)前各項のほか、検討会の運営その他の検討会に関し必要な事項は、政策統括官(統計・ 情報政策、政策評価担当)が座長と協議のうえ定める。

厚生労働省データ利活用検討会開催要綱 構成員

(五十音順、敬称略)

阿部 正浩 (中央大学経済学部教授)

川口 大司 (東京大学大学院経済学研究科教授)

野口 晴子(早稲田大学政治経済学術院教授)

【オブザーバー】

川﨑 茂(日本大学経済学部特任教授)